

新潟県物品会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3月29日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第41号

新潟県物品会計規則の一部を改正する規則

新潟県物品会計規則（昭和39年新潟県規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後			改 正 前		
(用語の意義)			(用語の意義)		
第2条 この規則で次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。			第2条 この規則で次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。		
(1)～(4) (略)			(1)～(4) (略)		
(5) 事務所長 財務規則第2条第5号に規定する事務所（以下「事務所」という。）の長をいう。			(5) 事務所長 財務規則第2条第5号に規定する事務所（以下「事務所」という。）の長 <u>(看護大学にあつては、事務局長)</u> をいう。		
(6) (略)			(6) (略)		
(貸付けの原則及び手続)			(貸付けの原則及び手続)		
第18条 (略)			第18条 (略)		
2～4 (略)			2～4 (略)		
5 議会図書室、図書館及び県立学校（以下「図書館等」という。）で図書の貸付けをするときは、前項の規定にかかわらず図書貸出券を提出させることによつて契約書の作成又は借受書の提出を省略することができる。			5 <u>看護大学</u> 、議会図書室、図書館及び県立学校（以下「図書館等」という。）で図書の貸付けをするときは、前項の規定にかかわらず図書貸出券を提出させることによつて契約書の作成又は借受書の提出を省略することができる。		
別表（第3条関係）			別表（第3条関係）		
事務所	専決させる物品	専決させる者	事務所	専決させる物品	専決させる者
(略)			(略)		
佐渡地域振興局	(略)	地域整備部業務課、空港用地課、港湾課及び漁港課に係るもの	佐渡地域振興局	(略)	地域整備部港湾空港庶務課、空港用地課、港湾課及び漁港課に係るもの
		地域整備部業務課、空港用地課、港湾課及び漁港課の事務を担当する副部長			地域整備部港湾空港庶務課、空港用地課、港湾課及び漁港課の事務を担当する副部長

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、別表の改正は、公布の日から施行する。